

■議案第15号 第2次四万十町男女共同参画計画の策定について

【計画策定の趣旨】

本町では、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）を踏まえ、平成19年3月に四万十町男女共同参画計画を策定し、性別にかかわらず、個人がその個性を尊重されるとともに、意欲に応じてその能力を十分に発揮できる社会や環境づくりを推進する男女共同参画社会の形成を目指して様々な取り組みを進めてきました。

本議案は、この四万十町男女共同参画計画の計画期間が満了したことに伴い、新たに第2次四万十町男女共同参画計画を策定することについて、四万十町議会基本条例第11条の規定により議会の議決を求めるものです。

【計画の法的根拠及び位置付け】

本計画は、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」を根拠法とし、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）」に基づく市町村推進計画、並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

【計画期間】

計画期間は、平成31年度からの5年間としています。

なお、計画期間中においても、国の動向等により必要に応じて見直しを行います。

【提案までの経過】

本計画の策定に当たっては、国の男女共同参画基本計画及び高知県の男女共同参画計画並びに町の総合振興計画との整合性の配慮はもとより、前計画の評価及び改善と適切な現状把握を行うため、本町在住の18歳以上の町民及び本町所在の事業所を対象としたアンケート調査のほか、町内各種団体等に対する個別ヒアリングシートによる意見聴取を行いました。

また、有識者、関係団体の代表者、町職員及び一般町民で組織する「四万十町男女共同参画計画策定委員会」で計4回の協議を行い、とりまとめた計画案が町長に報告されています。

その後、本年2月に実施した意見公募手続が完了し、最終的な計画案が整いましたので、本議会へ提案するものです。

【基本理念】

本計画では、「ともに認め合い ともに活躍する 元気なまち 四万十町」を基本理念として、人権の尊重と男女共同参画の理解促進を図り、これまで以上に、女性が活躍できる社会づくりを目指すとともに、男女が共にお互いを認め合い、個人として尊重される活力ある「元気な」まちづくりを目指します。

【基本目標】

基本理念として掲げた将来像の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げています。

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画のまちづくり
- 基本目標Ⅱ 女性活躍推進のまちづくり（女性活躍推進計画）
- 基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり

【基本施策】

国の第4次男女共同基本計画や女性活躍推進法を踏まえつつ、アンケート調査の結果等から見えた本町の現状、ニーズ、課題を受け、重点的に取り組む基本施策を次の9つとしています。

- ① 人権尊重と男女共同参画の意識づくり
- ② 男女共同参画を推進する教育・学習の推進
- ③ 女性が活躍できる基盤づくり
- ④ 働く場における男女共同参画の推進
- ⑤ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ⑥ 地域・防災分野における男女共同参画の推進
- ⑦ あらゆる暴力の根絶（DV防止市町村基本計画）
- ⑧ 生涯を通じた健康づくりへの支援
- ⑨ 誰もが安心できる福祉のまちづくり

【女性活躍推進法及びDV防止法との関係】

3つの基本目標の下、9つの基本施策を掲げて各分野の具体的な取組を示す中で、「基本目標Ⅱ 女性活躍推進のまちづくり」については、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付け、都道府県男女共同参画計画である「こうち男女共同参画プラン」の取組と連携を図りながら、自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮され、豊かで活力ある社会の実現を図ることとしています。

また、「基本施策7 あらゆる暴力の根絶」については、DV防止法に基づく市町村基本計画として位置付け、都道府県基本計画である「高知県DV被害者支援計画」の取組と連携を図りながら、若い世代から高齢者まで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【計画の進捗管理】

本計画を着実に実行していくため、進捗状況の点検及び評価については、今後設置を予定している四万十町男女共同参画計画推進委員会で行うこととします。

【根拠法令】

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）抜粋

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 略

2 略

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 略

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）抜粋

（都道府県推進計画等）

第6条 略

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 略

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）抜粋

（都道府県基本計画等）

第2条の3 略

2 略

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4・5 略

四万十町議会基本条例（平成22年四万十町条例第26号）抜粋

（法第96条第2項の議決事項）

第11条 法第96条第2項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更についてはこの限りでない。

（1）・（2） 略

（3） 男女共同参画計画

（4）～（9） 略